

公益社団法人全国市有物件災害共済会

日本都市センター会館（都市センターホテル）の開発支援総合コンサルティング業務（在り方検討業務支援）に係るプロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、公益社団法人全国市有物件災害共済会 日本都市センター会館（都市センターホテル）の開発支援総合コンサルティング業務（在り方検討業務支援）に最適な者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 業務名

日本都市センター会館（都市センターホテル）の開発支援総合コンサルティング業務（在り方検討業務支援）

(2) 業務内容

別紙「日本都市センター会館（都市センターホテル）の開発支援総合コンサルティング業務（在り方検討業務支援）」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 業務開始・履行期限

令和6年4月1日～令和7年11月30日

(4) 提案上限額

提案上限額：30,000,000円（2年度分）

上記金額には、消費税及び地方消費税を含まない。

3 参加資格要件

このプロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。なお、必要に応じて公益社団法人全国市有物件災害共済会（以下「本会」という。）から確認資料の提出を求めることがある。

(1) 本業務の遂行に必要な専門知識と経験を有する人員を配置できること。

(2) 本会の要請に応じて早急な対応が可能であること。

(3) 破産法(平成16年法律第75号)の規定により破産の申立てがなされていないこと。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 次のアからオまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所の代表者を、法人格を持たない団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以

下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。以下同じ。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。

- イ 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ウ 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- オ 上記ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

4 連絡先

本プロポーザルに関する連絡先は以下の通りとする。

メールアドレス：zaimu@city-net.or.jp

担 当 窓 口：〒102-0093 東京都千代田区平河町2丁目4番1号
日本都市センター会館10階
公益社団法人全国市有物件災害共済会 財務部管理課
プロポーザル実施担当(佐藤)

5 プロポーザル実施スケジュール(予定)

	項目	日程
1	公告	令和5年12月中旬
2	参加表明書提出期限	令和5年12月25日(月)
3	質問書の受付期限	令和6年1月10日(水)
4	質問書に対する回答	令和6年1月12日(金)
5	提案書等の提出期限	令和6年1月30日(火)
6	詳細なプレゼンテーション時間等の開催案内	令和6年2月上旬
7	プレゼンテーション	令和6年2月15日(木)
8	結果通知	令和6年2月下旬
9	契約締結	令和6年3月中

6 参加表明書の提出

(1) 参加者は、以下の書類を提出すること。

ア 参加表明書（様式第1号）

イ 会社概要（様式第2号）

会社案内を添付すること。

(2) 提出期限

令和5年12月25日（月）12：00までに必着

(3) 提出方法

メール（PDF形式やパワーポイント形式の電子データでの提出）

送信先：zaimu@city-net.or.jp

(4) 提出先

上記4と同じ

(5) 留意事項

ア 参加1法人につき、申請は1件とする。

イ 提出書類に虚偽又は不正があった場合は失格とする。

ウ 提出された書類は返却しない。

(6) その他

※参加表明の留意事項や参加表明者に当会から提供する資料等を記載する。

参加表明書をご提出いただいた参加者に対し、「仕様書」及び「補足 提案項目・審査基準について」の資料をメールにて送信いたします。

7 質問の受付及び回答

(1) 質問書の受付

ア 提出書類

質問書（様式第4号）

イ 受付期限

令和6年1月10日（水）12：00までに必着

ウ 提出方法

メール

送信先：zaimu@city-net.or.jp

エ 提出先

上記4「連絡先」と同じ

(2) 質問書への回答

ア 回答日

令和6年1月12日（金）予定

イ 回答方法

提出された全ての質問及び回答を参加表明書の提出者全員にメールで回答する。
なお、質問に対する回答をもって、本実施要領を追加補正したものとみなす。また、
質問者の名前は公表しない。

8 企画提案書等の提出

(1) 参加者は、以下の書類を提出すること。

ア 企画提案書 (A4・縦書き/横書きどちらでも可・任意様式)

提案書表紙(様式第5号)を用い、目次及びページ番号を付すほか、仕様書の内容
を基に補足資料の提案項目を踏まえ、提案の内容が分かりやすいように作成するこ
と(表紙、目次についてはページ数に含まないが、最大15ページ以内とすること)。

詳細は別紙の補足資料を参照すること。

イ 見積書

見積の総額及び内訳について作成すること。(様式第7号)

※提案上限額：30,000,000円

消費税等を除く。また、企画立案と実施、説明資料等の作成及び委託内容にかか
る交通費など、すべての経費を含めた金額とすること。

ウ プレゼンテーション説明員一覧(様式第8号)

(2) 提出期限

令和6年1月30日(火)12:00までに必着

(3) 提出方法

メール ※容量が大きい場合はファイル転送サービス等をご活用ください。

送信先：zaimu@city-net.or.jp

(4) 提出先

上記4と同じ

(5) 留意事項

ア 参加1法人につき、申請は1件とする。

イ 提出書類に虚偽又は不正があった場合は失格とする。

ウ 提出された書類は返却しない。

9 プレゼンテーション等の実施

提案書等の提出後、参加者から企画提案に係るプレゼンテーション及び質疑応答を実
施する。なお、プレゼンテーション等に出席しない場合は、採点を行わない。

(1) 開催日

令和6年2月15日(木)

※詳細な時間帯等は別途通知する。

(2) 場所

東京都千代田区平河町2丁目4番1号

日本都市センター会館内 ※詳細な会場は別途通知する。

(3) 時間構成 (合計 55 分)

- ・準備 5分
- ・プレゼンテーション 35分
- ・質疑応答 15分
- ・退室 5分

(4) 留意事項

ア プレゼンテーション等の出席者

出席者は6人以内とし、業務主任者は必ず出席すること。

イ 実施形式

非公開の形式とする。

ウ 実施方法・貸出品

プレゼンテーションは自由形式とする。机・椅子・電源・プロジェクターは当会が用意するが、それ以外の機材（PC等）は各自が準備すること。

エ 説明内容

企画提案書を使用しプレゼンテーションを行うこと。その他の資料の使用や、追加資料は認めない。

オ 発表順

タイムスケジュールは後日連絡する。

10 審査方法及び審査項目

下記に定める審査項目に基づき、審査委員が提出された企画提案書及びプレゼンテーションを審査する。

(1) 審査項目

公募型プロポーザル方式審査委員会（以下「委員会」という）は、プロポーザル参加者の提案書・プレゼンテーションについて審査する。

詳細は別紙の補足資料を参照すること。

(2) 審査結果

審査委員が提出された企画提案書及びプレゼンテーションを審査し、最も優れた提案を行った者（優先交渉権者）と次点の者を決定する。

(3) 審査結果の通知

審査結果は令和6年2月下旬までに、全ての参加者に対し、電子メールで通知する。

(4) 審査における留意点

ア 採点は、審査委員それぞれの評価の平均点とする。（満点100点）

イ 点数が満点の4割（最低水準得点40点）に満たない場合は、最優秀提案者又は次順位者として選定しない。条件を満たす企画提案がない場合は、選定せず、再度公

募する。

ウ 提案者が1者であっても審査を行う。

1.1 契約

- (1) 最優秀提案者と業務内容について協議し、契約を締結するための仕様書等の調整を行い、契約を締結するものとする。
- (2) 業務委託金額は、上記2(4)の金額の範囲内で提出された参考見積の金額に、消費税を加算した額を上限とする。
- (3) 最優秀提案者との協議が整わない場合、又は最優秀提案者が契約締結時までに下記1.2の失格事項に該当した場合は、次順位者を最優秀提案者とみなし、契約交渉を行うものとする。
- (4) 契約は、公益社団法人全国市有物件災害共済会契約規程及びその他の関係法令等の規定に基づくものとする。

1.2 参加者の失格

参加者が次のいずれかに該当した場合には、その者の提出した企画提案書等は無効とし、本プロポーザルへの参加資格を失うこととする。

- (1) 企画提案書などが提出期限までに提出されない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 参加要件を満たしていない、又は満たすことができなくなった場合
- (4) 見積書の金額が、上記2(4)に定める金額を超過した場合
- (5) その他不正行為があった場合

1.3 その他

- (1) 本プロポーザルは当会の都合によりスケジュールの変更や中止をする場合がある。
- (2) 本要領に定める条件等に同意の上、参加すること。
- (3) 本プロポーザルに参加することで生じる費用は、参加者の負担とする。
- (4) 提出期限経過後は、参加表明書や企画提案書等の新規提出、再提出及び差替えを認めない。
- (5) 提出された企画提案書等の著作権は参加者に帰属するが、当会がこのプロポーザルを実施するために必要な範囲で、これらが無償で複製し、使用することができるものとする。
- (6) 参加表明書を提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届（様式第9号）を提出すること。